

令和4年度工事監査

監査の種別 地方自治法第199条第1項及び第5項の規定による監査
監査の対象 工事件名：福生中部処理分区・本町排水区R3その1工事（市道幹線Ⅱ-1号線）
所管部課：都市建設部道路下水道課（工事施工課）
総務部契約管財課（契約担当課）
実施期間 令和4年6月17日から令和5年1月31日まで
監査委員 平田 敬太郎 ・ 五十嵐 みさ

【意見・要望等】

意見・要望等	改善等措置
<p>1 設計変更について</p> <p>当工事では2つの要因による設計変更がなされた。1件は地質条件の変更であり、なかなか避け得ないことではある。</p> <p>もう1件は污水管ルート上にある電柱が支障になり、一部屈曲することになったことである。これについては、当初より判明していたことであり、事前の協議により解決は可能であったはずである。</p> <p>今後とも市街地中心部での工事が想定されるので、十分な事前協議を行われるよう要望する。</p>	<p>污水管ルート上にある電柱が支障になることは設計時の平成30年度に判明しており、その時点で協議し、移設を依頼すれば、污水管については屈曲することなく布設することは可能でした。しかし、移設には移設補償費が発生するとのことから、移設の依頼はせずに一部屈曲する設計で本工事の発注を行っております。</p> <p>今後も事前の調査・協議等を行い、適切な設計での工事の発注を行うよう努めてまいります。</p>